2　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行うこととした。（第二条関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五一号）（財務省）

1　福島再開投資等準備金制度について、準備金を積み立てている場合に延長される企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の適用期間の細目及びその延長された期間における対象資産の取得価額の最低限度を定めることとした。（第一三条の二の二、第一八条の七及び第二三条の七関係）

2　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる増改築等の範囲に、一定のバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事等を加えることとした。（第二九条の二関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五二号）（財務省）

1　非居住者に係る外国税額控除の控除限度額の細目を定めることとした。（第三条関係）

2　納税猶予分の所得税額及び当該納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額の端数計算の方法等を定めることとした。（第六条関係）

3　相続税の債務控除をする公租公課の金額の範囲から、納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額を除くこととした。（第一三条関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年七月一日から施行することとした。

◇復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五三号）（財務省）

1　外国税額控除の控除限度額の計算、連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算及び復興特別法人税に係る法人税法施行令の適用の特例等について所要の規定の整備を行うこととした。（第六条、第七条及び第一〇条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五四号）（財務省）

1　特定駐留軍用地内の土地を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例等の対象となる土地の範囲に、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の規定により指定された特定駐留軍用地跡地を加えることとした。（第三四条の三、第六三条の三及び第六三条の四関係）

2　次に掲げる特例措置の適用期限を五年延長することとした。

㈠　揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置（第七四条関係）

㈡　揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例措置（第七四条の二関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五五号）（財務省）

1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日前に特定口座開設届出書を提出して特定口座を開設した者が、その特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対する個人番号の告知を、署名用電子証明書その他の電磁的記録を送信する方法によって行う場合における本人確認の方法の細目等を定めることとした。（第八条、第一六条及び第三六条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令（政令第一五六号）（財務省）

1　手持品課税に係る申告書の記載事項その他所要の事項を定めることとした。（第一条関係）

2　国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関し、所要の経過措置を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令一五七号）（内閣府本府）

1　政策統括官の職務のうち、少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進に関することを削除することとした。（第三条・附則第三条関係）

2　子ども・子育て本部の組織に関し必要な事項を定めることとした。（第四〇条～第四三条関係）

3　大臣官房等の所掌事務の特例である消費税の転嫁及び価格表示等に関する相談事務の期限を平成三〇年九月三〇日まで延長することとした。（附則第二条・附則第六条関係）

4　その他所要の規定の整備を行うこととした。

5　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第一五八号）（総務省）

1　自治行政局の所掌事務の特例を延長することとした。（附則第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第一五九号）（農林水産省）

1　半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する農村振興局の所掌事務の特例の期限を一〇年延長し、平成三七年三月三一日とすることとした。（附則第四条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）（国土交通省）

一　国土交通省組織令の一部改正関係

1　港湾局海洋・環境課及び海岸・防災課の所掌事務を変更することとした。（第一六二条及び第一六三条関係）

2　大臣官房審議官の設置期間の特例を廃止することとした。（附則第五条の四関係）

3　国土政策局等の所掌事務の特例等を変更することとした。（附則第二条、第七条、第八条、第一六条及び第一八条関係）

二　国土審議会令の一部改正関係

山村振興対策分科会の設置期限の延長を行うこととした。（附則第二条関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇地方税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一六一号）（総務省）

一　地方税法施行令の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　国債の利子のうち国において直接支払われるものに係る道府県民税の利子割の特別徴収等について、所要の措置を講ずることとした。（第七条の四の二関係）

㈡　道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が非居住者であった期間を有する場合における外国税額控除の控除限度額の計算方法等について、所要の措置を講ずることとした。（第七条の一九及び第四八条の九の二関係）

㈢　非居住者の内部取引に係る課税の特例について、租税条約に基づく申立てが行われた場合における市町村民税の所得割の徴収猶予の申請手続等について定めることとした。（第四八条の九の一八関係）

㈣　未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算方法等を定めることとした。（附則第一八条の六の三関係）